

## 高島町木造住宅耐震診断士派遣事業実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、町内に存する一戸建ての木造住宅について、本町が耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うことにより、地震災害時における住宅の耐震性に関する意識の啓発及び耐震改修の実施の促進を図り、震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建木造住宅 一戸建ての木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断をいう。
- (3) 耐震診断士 高島町木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、高島町木造住宅耐震診断士登録名簿に登録されている者をいう。

### (対象住宅)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する町内の戸建木造住宅とする。

- (1) 平成12年5月31日以前に着工された戸建木造住宅のうち、居住の用に供していること又は居住の用に供する予定が明らかであること。
- (2) 木造在来軸組工法による専用又は併用住宅で、個人が所有していること。
- (3) 2階建て以下であること。
- (4) 併用住宅の場合は延床面積の2分の1以上が住宅の用途であること。
- (5) この規程に基づく耐震診断を過去に受けていないこと。

### (派遣の申込み)

第4条 耐震診断士の派遣を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 登記簿に記載されている対象住宅の所有者。ただし、所有者が死亡している場合は、相続の権利を有する者
- (2) 本町の固定資産税課税台帳に登録されている対象住宅の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人

2 申込者は、高島町木造住宅耐震診断士派遣申込書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類等を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の位置図及び各階平面図
- (2) 対象住宅の外観等写真
- (3) 対象住宅の建築確認済証、検査済証又は登記事項証明書等で建築年月がわかる書類
- (4) 申込者の高島町における納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### （派遣の決定）

第5条 町長は、前条の規定による派遣申込みがあったときは、その内容を審査し、耐震診断士を派遣する対象住宅と認められるときは、高島町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（別記様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、対象住宅と認められない場合については、その理由を付し、高島町木造住宅耐震診断士非派遣決定通知書（別記様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 町長は、派遣決定通知書の内容を変更する必要がある場合には、高島町木造住宅耐震診断士派遣決定内容変更通知書（別記様式第2号）により申込者に通知するものとする。

#### （申込者負担相当額の支払い）

第6条 申込者は、派遣決定通知書に記載されている耐震診断士の現地調査日において、当該診断士に対し、申込者が負担すべき費用を支払わなければならない。

2 前項の負担費用は、13,000円とする。

#### （派遣の辞退）

第7条 申込者は、第5条第1項の規定により派遣の決定を受けた後に耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに高島町木造住宅耐震診断士派遣辞退届（別記様式第4号）

を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第8条 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により、派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が耐震診断士の派遣を行うことが不相当と認めたととき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付し、高畠町木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（別記様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

(診断の結果報告)

第9条 町長は、耐震診断士から耐震診断の完了の報告を受けたときは、速やかにその結果を高畠町木造住宅耐震診断結果報告書（別記様式第6号）により、申込者に報告しなければならない。

(申込者に対する指導等)

第10条 町長は前条に規定する診断結果に基づき、派遣対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上について、申込者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

(耐震診断士の守秘義務等)

第11条 耐震診断士は、申込者及び住宅等に関し、職務上知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 耐震診断実施に関し、第6条第2項に規定する派遣対象者の負担相当額以外の金銭を受け取ること。
- (2) 申込者に対し、不必要な改修を勧めること、又は自己の利益を誘導するための行為を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(耐震診断士の登録資格)

第12条 第2条に規定する耐震診断士の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）の資格を有する者
- (2) 高島町内の建築士事務所（建築士法に基づき、都道府県知事の登録を受けた建築士事務所をいう。）に所属している者
- (3) 次条に定める高島町耐震診断士養成講習会を受講した者

(耐震診断士養成講習会)

第13条 町長は、耐震診断に関し必要な知識を習得させることを目的として、第2条に規定する耐震診断士養成講習会（以下「講習会」という。）を開催するものとする。

2 町長は、講習会を受講した者に対し、高島町木造住宅耐震診断士養成講習会受講証明書（別記様式第7号）を交付するものとする。

(受講の免除)

第14条 町長は、山形県若しくは他市町村又は一般財団法人日本建築防災協会等主催による一般診断に係る講習会を受講し、当該受講証明書等を受けている者については、前条に規定する講習会の受講を免除することができる。

(登録申請)

第15条 耐震診断士の登録を受けようとする者は、高島町木造住宅耐震診断士登録申請書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 受講証明書の写し（ただし、前条の規定により講習会の免除を受けている者は、山形県又は他市町村等が発行した講習会の受講証明書等の写しに代えることができる。）
- (2) 建築士法第5条第2項に規定する建築士免許証の写し

(登録)

第16条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適正と認められるときは、耐震診断士登録名簿（別記様式第9号）に当該申請者を耐震診断士として

登載するとともに、高畠町木造住宅耐震診断士登録証（別記様式第10号）を交付するものとする。

- 2 耐震診断士は、耐震診断を遂行する際にあたり、前条に規定する高畠町木造住宅耐震診断士登録証を携帯し、関係者等から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

#### （登録の変更）

- 第17条 耐震診断士は、第15条の規定により申請した事項について変更が生じた場合は、速やかに高畠町木造住宅耐震診断士登録変更届（別記様式第11号）により町長に届け出なければならない。

#### （登録の辞退）

- 第18条 診断士は、第16条の規定による耐震診断士の登録を辞退しようとするときは、高畠町木造住宅耐震診断士登録辞退届（別記様式第12号）に耐震診断士登録証を添付して町長に届け出なければならない。

#### （登録の取消し）

- 第19条 町長は、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 建築士法第2条第1項の規定による建築士の資格を失ったとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により、第16条の規定による登録を受けたとき。
- (3) 建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、高畠町木造住宅耐震診断士登録取消通知書（別記様式第13号）により当該耐震診断士に通知するものとする。

- 3 前2項の規定により登録を取り消された耐震診断士は、耐震診断士登録証を速やかに町長に返納しなければならない。

#### （その他）

- 第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日告示第118号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第38号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年6月27日告示第166号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第37号）

この規程は、告示の日から施行する。